

付 録

令和6年6月定例会議案議決件名一覧表

議案番号	件名	議決月日
知事提出議案 第1号	令和6年度熊本県一般会計補正予算(第1号)	7月5日 原案可決
〃 第2号	令和6年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第3号	令和6年度熊本県下水道事業会計補正予算(第1号)	〃
〃 第4号	令和6年度熊本県電気事業会計補正予算(第1号)	〃
〃 第5号	熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第6号	熊本県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第7号	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第8号	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第9号	熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第10号	熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第11号	熊本県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第12号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第13号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第14号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第15号	直轄災害復旧事業の経費に対する市町負担金について	〃
〃 第16号	専決処分の報告及び承認について	7月5日 原案承認
〃 第17号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第18号	公安委員会委員の任命について	7月5日 原案同意
議員提出議案 第1号	地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の知事の専決事項の指定の一部改正について	7月5日 原案可決
〃 第2号	地方財政の充実・強化を求める意見書	〃
〃 第3号	国土強靱化対策の着実な推進に向けた財源確保を求	

		める意見書	7月5日 原案可決
議員提出議案	第4号	全国的な教員不足解消に向けた取組の更なる推進並びに少人数学級によるきめ細かな指導体制の計画的な整備に関する意見書	〃
〃	第5号	下水サーベイランスの方法の確立に向けた調査研究と活用するための実証の加速化を求める意見書	〃
〃	第6号	水俣病問題の解決を求める意見書	〃
〃	第7号	ガザ地区における人道状況の改善と早期停戦の実現を求める決議	〃
委員会提出議案	第1号	医療用医薬品の安定供給確保を求める意見書	〃
〃	第2号	地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書	〃
〃	第3号	改正食料・農業・農村基本法に沿った次期基本計画の策定と適正な価格形成等の早期実現に関する意見書	〃

令和6年6月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表

□総務委員会関係 (知事公室・総務部・企画振興部・) (出納局・議会事務局) ○議案第 1 号 令和6年度熊本県一般会計補正予算(第1号)……………(1) 第1表 歳入歳出予算補正 歳入全部……………(2) (事項別 歳 出 明細書) 1 議 会 費 1 議 会 費……………(4) (" 29) 2 総務費のうち 1 総務管理費のうち……………(4) (" 30) 2 企 画 費……………(4) (" 33) 3 徴 税 費……………(4) (" 34) 4 市町村振興費……………(4) (" 35) 5 防 災 費……………(4) (" 36) 7 商工費のうち 1 商業費のうち……………(5) (" 68) 10 教育費のうち 1 教育総務費のうち……………(6) (" 90) 第2表 債務負担行為補正のうち……………(8) (" 98) 第3表 地方債補正……………(10) ○議案第 2 号 令和6年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計 補正予算(第1号)……………(14) (" 100)	○議案第 5 号 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を 改正する条例の制定について……………(条 1) ○議案第 6 号 熊本県監査委員に関する条例等の一部を改正する条 例の制定について……………(条 5) ○議案第 7 号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………(条 7) ○議案第 8 号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について…(条 10) ○議案第 9 号 熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定 について……………(条 15) ○報告第 1 号 令和5年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の 報告についてのうち……………(19) ○報告第 11 号 専決処分報告について……………(条 26)
---	--

○厚生委員会関係（健康福祉部）	
○議案第 1 号	
令和6年度熊本県一般会計補正予算（第1号）……………（ 1 ）	
第1表 歳入歳出予算補正	
歳 出	
3 民生費のうち	
1 社会福祉費のうち……………（ 4 ）	事項別 明細書 37)
2 児童福祉費のうち……………（ 4 ）	” 40)
3 生活保護費……………（ 4 ）	” 42)
4 衛生費のうち	
1 公衆衛生費……………（ 4 ）	” 43)
2 環境衛生費のうち……………（ 5 ）	” 45)
3 医 薬 費……………（ 5 ）	” 48)
10 教育費のうち	
1 教育総務費のうち……………（ 6 ）	” 90)
第2表 債務負担行為補正のうち……………（ 8 ）	” 98)
○議案第 10 号	
熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……………（条 16 ）	
○議案第 11 号	
熊本県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例の制定について……………（条 19 ）	
○報告第 1 号	
令和5年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち……………（ 19 ）	

○報告第 5 号
令和5年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち……………（ 61 ）

□経済環境委員会関係 (環境生活部・商工労働部・観光戦略部・企業局) ○議案第 1 号 令和6年度熊本県一般会計補正予算(第1号) ……(1) 第1表 歳入歳出予算補正 歳 出 2 総務費のうち 1 総務管理費のうち……………(4) (30) 事項別明細書 3 民生費のうち 1 社会福祉費のうち……………(4) (37) 2 児童福祉費のうち……………(4) (40) 4 衛生費のうち 2 環境衛生費のうち……………(5) (45) 5 労働費 1 労働費……………(5) (50) 2 職業訓練費……………(5) (51) 3 失業対策費……………(5) (52) 6 農林水産業費のうち 1 農業費のうち……………(5) (53) 7 商工費のうち 1 商業費のうち……………(5) (68) 2 工鉱業費……………(5) (69) 3 観光費……………(6) (72) 第2表 債務負担行為補正のうち……………(8) (98) ○議案第 4 号 令和6年度熊本県電気事業会計補正予算(第1号) ……(18) (110)	○報告第 1 号 令和5年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち……………(19) ○報告第 4 号 令和5年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について……………(59) ○報告第 5 号 令和5年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち……………(61) ○報告第 8 号 令和5年度熊本県電気事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について……………(80) ○報告第 9 号 令和5年度熊本県電気事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について……………(82) ○報告第 10 号 令和5年度熊本県工業用水道事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について……………(84)
--	--

□農林水産委員会関係（農林水産部）	
○議案第 1 号	
令和6年度熊本県一般会計補正予算（第1号）……………（ 1 ）	
第1表 歳入歳出予算補正	
歳 出	
6 農林水産業費のうち	
1 農業費のうち……………（ 5 ）	事項別 明細書 53)
2 畜産業費……………（ 5 ）	” 57)
3 農地費のうち……………（ 5 ）	” 58)
4 林業費……………（ 5 ）	” 61)
5 水産業費のうち……………（ 5 ）	” 65)
11 災害復旧費	
1 農林水産業災害復旧費……………（ 7 ）	” 97)
第2表 債務負担行為補正のうち……………（ 8 ）	” 98)
○議案第 12 号	
工事請負契約の締結について……………（条 20 ）	
○議案第 15 号	
直轄災害復旧事業の経費に対する市町負担金について……………（条 23 ）	
○報告第 1 号	
令和5年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち……………（ 19 ）	
○報告第 5 号	
令和5年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち……………（ 61 ）	

□建設委員会関係（土木部） ○議案第 1 号 令和6年度熊本県一般会計補正予算（第1号）……………（ 1 ） 第1表 歳入歳出予算補正 歳 出 4 衛生費のうち 2 環境衛生費のうち……………（ 5 ）（明細書 45） 6 農林水産業費のうち 3 農地費のうち……………（ 5 ）（ ” 58） 5 水産業費のうち……………（ 5 ）（ ” 65） 8 土 木 費 1 土木管理費……………（ 6 ）（ ” 73） 2 道路橋りょう費……………（ 6 ）（ ” 75） 3 河川海岸費……………（ 6 ）（ ” 78） 4 港 湾 費……………（ 6 ）（ ” 82） 5 都市計画費……………（ 6 ）（ ” 84） 6 住 宅 費……………（ 6 ）（ ” 87） 第2表 債務負担行為補正のうち……………（ 8 ）（ ” 98） ○議案第 3 号 令和6年度熊本県下水道事業会計補正予算（第1号） ……………（ 17 ）（ ” 103） ○議案第 13 号 工事請負契約の変更について……………（条 21 ） ○議案第 14 号 工事請負契約の変更について……………（条 22 ）	○議案第 16 号 専決処分の報告及び承認について……………（条 24 ） ○議案第 17 号 専決処分の報告及び承認について……………（条 25 ） ○報告第 1 号 令和5年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の 報告についてのうち……………（ 19 ） ○報告第 2 号 令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計繰越明許費 繰越計算書の報告について……………（ 55 ） ○報告第 3 号 令和5年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計繰 越明許費繰越計算書の報告について……………（ 57 ） ○報告第 5 号 令和5年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の 報告についてのうち……………（ 61 ） ○報告第 6 号 令和5年度熊本県流域下水道事業会計建設改良費繰 越額の使用に関する計画の報告について……………（ 76 ） ○報告第 7 号 令和5年度熊本県流域下水道事業会計事故繰越額の 使用に関する計画の報告について……………（ 78 ） ○報告第 12 号 専決処分の報告について……………（条 27 ） ○報告第 13 号 専決処分の報告について……………（条 28 ）
---	---

□教育警察委員会関係（教育委員会・警察本部）	
○議案第 1 号	
令和6年度熊本県一般会計補正予算（第1号）	（ 1 ）
第1表 歳入歳出予算補正	
歳 出	
9 警 察 費	
1 警察管理費	（ 6 ）（ 事・項別明細書 88）
2 警察活動費	（ 6 ）（ " 89）
10 教育費のうち	
1 教育総務費のうち	（ 6 ）（ " 90）
2 高等学校費	（ 6 ）（ " 93）
3 特別支援学校費	（ 6 ）（ " 94）
4 社会教育費	（ 7 ）（ " 95）
5 保健体育費	（ 7 ）（ " 96）
第2表 債務負担行為補正のうち	（ 8 ）（ " 98）
○報告第 1 号	
令和5年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち	（ 19 ）
○報告第 5 号	
令和5年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち	（ 61 ）
○報告第 14 号	
専決処分報告について	（条 29 ）

令和6年6月定例会提出

常任・議会運営委員会付託請願文書表

内 訳	
委 員 会 名	件 数
総 務	1
厚 生	2
経 済 環 境	3
農 林 水 産	1
建 設	
教 育 警 察	
議 会 運 営	
計	7

		総務常任委員会	
令和6年6月13日受理		請 第 18 号	
件 名	家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の 請願		
紹 介 議 員		提 出 者 住 所 氏 名	
岩 田 智 子 幸 村 香代子			
(要 旨) 所得税法第56条の廃止を求める意見書を提出することを強く請願する。 (理 由) 所得税法第56条は、事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは経費に算入しない（条文趣旨）として、家族従業者の働き分（自家労賃）を経費として認めないことを規定している。 白色申告の場合、事業主の所得から、配偶者が年間86万円、家族が同50万円を控除されるのみで、時給に換算すると最低賃金にも及ばない。このため、自営業者の配偶者や家族は、社会的にも経済的にも自立しにくく、社会保障や行政手続きなどで不利益を受けている。後継者育成にも大きな妨げとなっている。 政府は、青色申告にすれば給料を経費にできる（所得税法第57条）と言うが、税務署長に届け出て、認められなければならない。働いている実態があり、商売に応じた記帳を行っているにも関わらず、申告の仕方によって納税者を差別しているのが実情である。 明治時代の家父長制的世帯課税を引き継ぐ所得税法第56条は、日本のジェンダー差別の根幹に関わる問題でもある。人権問題として、差別的税制をこれ以上放置せず、家族従業者の労働の社会的評価、働き分を正當に認めるため、所得税法第56条は廃止するべきである。 今、560を超す自治体が、所得税法第56条の廃止を求める意見書、を国に上げている。男女平等を求める国内外の女性運動との共同・連帯で、国連女性差別撤廃委員会が所得税法の見直しを日本政府に勧告し、日本弁護士連合会（日弁連）や税理士団体からも意見書が出されるなど、世論と運動が広がっている。			

		厚生常任委員会	
令和6年6月19日受理		請 第 19 号	
件 名	現行健康保険証について当面の間の存続について国への意見書提出を求める 請願		
紹 介 議 員		提 出 者 住 所 氏 名	
鎌 田 聡 西 聖 一 岩 田 智 子 幸 村 香代子			
(要 旨) 今、安心して使えている現行健康保険証を当面の間について存続させ、現行保険証とマイナ保険証の選択制を打ち出していた原点に立ち返るために、政府の冷静な判断が求められている。 上記の趣旨から、意見書を国に対して提出されることを請願する。 (理 由) マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んだ「マイナ保険証」の普及のため、2024年12月2日に現行の健康保険証を廃止することが決定された。 私たちは、マイナンバーカードの導入について反対するものではない。しかしながら、マイナンバーカードを巡っては問題が続出している。 とりわけ「マイナ保険証」に関しては、窓口で無効と判断されて医療費の10割が請求された事例や他人の情報がカードに紐づけられていたケースが判明するなど、国民の健康や生命に重大な影響を及ぼす恐れのある深刻な問題が顕在化している。 また、高齢者にとっては、マイナ保険証の紛失、暗証番号の失念、高齢者施設でのマイナ保険証管理の問題等について懸念もぬぐえない。 さらに、被保険者や医療現場からも懸念の声が上がるなど、国民の不安も解消されないままに廃止が決定され、国民皆保険制度の根幹が揺らごうとしている。			

		厚生常任委員会	
令和6年6月19日受理		請 第 21 号	
件 名	医療用医薬品の安定供給確保について国への意見書提出を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
前 川 収 藤 川 隆 夫			
(要 旨) 1 国民に品質が確保された医療用医薬品が安定的に供給されるよう、医薬品製造業者等の法令順守の徹底を図るとともに、医薬品製造業者等に対する支援の充実、物価上昇等の影響を踏まえた薬価制度の在り方の見直しなど、実効性のある対策を講ずること。 2 医療機関、薬局、卸売販売業者等の関係者が医療用医薬品の供給状況を迅速かつ容易に共有し、需給状況に適切に対応できる体制の構築に取り組むこと。 以上2点、国へ意見書を提出されるよう請願する。 (理 由) 医薬品は、国民の健康及び生命を守る重要な物資であり、その供給が途絶えてしまうことは、国民生活に重大な影響を及ぼしかねないものである。特に、国が使用促進を進めている後発医薬品の使用数量は約8割を占めており、国民生活にとって必要不可欠なものとなっている。 しかしながら、後発医薬品企業の市場が拡大する中で、必ずしも十分な製造能力や体制を確保できない製造業者の製造管理及び品質管理の不備による法令違反が度重なり、これを端緒に多くの医療用医薬品において出荷停止等が発生している。また、その影響は長期化し、国民に必要な医療用医薬品が十分に供給されない状況が3年以上にわたって続いている。 この間、医療機関や薬局においては供給不足となっている医療用医薬品と同一の効能効果を持つ他の医薬品に変更するといった対応を行っているが、一部の医薬品の入手が極めて困難となっており、必要な医療用医薬品が十分に患者に届かない事態を招いている。 特に、薬価の中間年改定については、近年の毎年の薬価引下げが医療用医薬品の安定供給に影響を与えることが懸念されるが、物価上昇や医療用医薬品の安定供給の必要性といった医薬品を取り巻く環境が制度導入時から変化していることを踏まえて廃止を含めた見直しを行う必要がある。 国民に不利益が生じかねない状況であるため、一刻も早く供給不安を解消し、医療用医薬品の安定的な供給を図る必要がある。			

		経済環境常任委員会	
令和6年6月7日受理		請 第 15 号	
件 名	「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願		
紹 介 議 員		提 出 者 住 所 氏 名	
藤 川 隆 夫 池 田 和 貴 橋 口 海 平 南 部 隼 平			
（要 旨） 国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるために国が交付金等の財政措置を継続的に講ずるよう、国会及び政府に対して、意見書を提出されるよう請願する。 （理 由） 消費者トラブルに係る苦情相談が全国的に大幅に増加し高止まりしている状況を踏まえ、地方消費者行政の抜本的な強化を図ることが必要であるとして、地方消費者行政活性化交付金が措置されるとともに、平成21年9月の消費者庁及び消費者委員会設置法の施行とともに消費者安全法が施行され、消費生活センターが法的に位置づけられるなど、地方消費者行政を含む我が国の消費者行政は大きくステップアップしてきた。 その後、平成26年度から、地方消費者行政推進交付金が措置され、その際に、地方公共団体が交付金を活用できる年限が区切られるという新たな課題が発生したが、地方公共団体が消費者行政を推進するために必要な額の交付金は確保されてきた。しかしながら、現在、地方消費者行政は、後退の岐路に立たされている。 国は、平成30年度に当該交付金を地方消費者行政強化交付金に変更したが、地方消費者行政強化交付金（強化事業分）は交付率が定められたため、財政状況が厳しい地方公共団体は活用が難しい等の課題が発生しており、また、消費者行政に対する措置額は、当該交付金導入前の平成29年度に比べ年々減額されている。さらに、平成26年度に定められた活用期限の制度により、各地方公共団体で行っている推進事業費事業が活用期限を迎えている。これらの事情により、地方公共団体は事業を廃止ないしは縮小しなければならないという事態が発生していると聞き及んでおり、今後そのような事態がさらに深刻になるおそれがある。 推進事業費分を活用している消費生活相談員人件費について、県内では令和6年度末に3自治体が、令和7年度末に9自治体が消費生活相談員人件費の活用期限を迎える。 国がこのような事態への対応を取らないままでいると、消費生活相談員の任用継続の課題だけでなく、地方消費者行政の衰退につながる。 また、国は、地方交付税の基準財政需要額を理由に自主財源化を求めているが、財政状況が厳しい地方公共団体において、基準財政需要額がそのまま活用できるものではない。 住民一人ひとりの消費生活相談を、社会に対するパブリックコメントとして捉えて、社会の問題点を消費者の視点から改善することは、国民生活安定の基礎づくりに必要不可欠であり、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、国会及び政府に対して地方自治法第99条により、「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」を提出されるよう請願する。			

		経済環境常任委員会	
令和6年6月7日受理		請 第 16 号	
件 名	「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願		
紹 介 議 員		提 出 者 住 所 氏 名	
藤 川 隆 夫 池 田 和 貴 橋 口 海 平 南 部 隼 平			
（要 旨） 国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるために国が交付金等の財政措置を継続的に講ずるよう、国会及び政府に対して、意見書を提出されるよう請願する。 （理 由） 消費者トラブルに係る苦情相談が全国的に大幅に増加し高止まりしている状況を踏まえ、地方消費者行政の抜本的な強化を図ることが必要であるとして、地方消費者行政活性化交付金が措置されるとともに、平成21年9月の消費者庁及び消費者委員会設置法の施行とともに消費者安全法が施行され、消費生活センターが法的に位置づけられるなど、地方消費者行政を含む我が国の消費者行政は大きくステップアップしてきた。 その後、平成26年度から、地方消費者行政推進交付金が措置され、その際に、地方公共団体が交付金を活用できる年限が区切られるという新たな課題が発生したが、地方公共団体が消費者行政を推進するために必要な額の交付金は確保されてきた。しかしながら、現在、地方消費者行政は、後退の岐路に立たされている。 国は、平成30年度に当該交付金を地方消費者行政強化交付金に変更したが、地方消費者行政強化交付金（強化事業分）は交付率が定められたため、財政状況が厳しい地方公共団体は活用が難しい等の課題が発生しており、また、消費者行政に対する措置額は、当該交付金導入前の平成29年度に比べ年々減額されている。さらに、平成26年度に定められた活用期限の制度により、各地方公共団体で行っている推進事業費事業が活用期限を迎えている。これらの事情により、地方公共団体は事業を廃止ないしは縮小しなければならないという事態が発生していると聞き及んでおり、今後そのような事態がさらに深刻になるおそれがある。 推進事業費分を活用している消費生活相談員人件費について、県内では令和6年度末に3自治体が、令和7年度末に9自治体が消費生活相談員人件費の活用期限を迎える。 国がこのような事態への対応を取らないままでいると、消費生活相談員の任用継続の課題だけでなく、地方消費者行政の衰退につながる。 また、国は、地方交付税の基準財政需要額を理由に自主財源化を求めているが、財政状況が厳しい地方公共団体において、基準財政需要額がそのまま活用できるものではない。 住民一人ひとりの消費生活相談を、社会に対するパブリックコメントとして捉えて、社会の問題点を消費者の視点から改善することは、国民生活安定の基礎づくりに必要不可欠であり、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、国会及び政府に対して地方自治法第99条により、「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」を提出されるよう請願する。			

		経済環境常任委員会	
令和6年6月7日受理		請 第 17 号	
件 名	「消費者自立のための生活再生総合支援事業」の継続を求める請願		
紹 介 議 員		提 出 者 住 所 氏 名	
藤 川 隆 夫 池 田 和 貴 橋 口 海 平 南 部 隼 平			
(要 旨) 熊本県に対し、多重債務者ほか平成28年熊本地震や令和2年豪雨災害における被災者の生活再生を促すため実施をしている消費者向けセーフティネット貸付を含む「消費者自立のための生活再生総合支援事業」について、令和7年度以降も引き続き継続されるよう請願する。 (理 由) 社会問題として深刻化する多重債務問題解決のため、平成18年12月に可決・成立し、平成22年6月に完全施行された「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」を受けて、内閣の多重債務者対策本部で策定された「多重債務問題改善プログラム」では「借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供」の必要性を強調している。 当弁護士会は、貴議会に対し「改正貸金業法の完全施行に向けた消費者向けセーフティネット貸付制度の創設を求める請願」を行い、平成21年9月定例会で採択され、この請願を受けて、県では平成22年度から「多重債務者生活再生支援事業」が開始された。その後も当弁護士会は継続して事業継続を求める要望書や請願書を提出して事業継続につなげ、平成29年度からは「消費者自立のための生活再生総合支援事業」として実施され、事業開始からの約14年間に、学校進学に係る費用、生活費等で781件、3億1,422万円の貸付や債務整理による債務減が83億7,857万円にのぼるなど、県民に対する経済効果が発生している。 特筆すべきは、貸付相談の際あるいはその後の徹底的なフォローアップの実施により、貸し倒れがほとんどないということであり、「顔の見える融資」として、真の意味の「セーフティネット貸付」が実現しており、多重債務者・生活困窮者の掘り起こしから生活再建までの過程の実現により、多重債務問題の社会的解決を図ることにつながっている。 さらに、平成29年度からは、個別要因に応じたトラブル解決支援、すなわち相談者の抱える問題の解決に必要な関係機関に赴き、個々の抱える副次的トラブルの解決及び事後のフォローアップなどの伴走型支援を行うことが事業の内容として盛り込まれた。 このように、本事業は、熊本県消費生活条例の目的である「県民の消費生活の安定及び向上」を図り、同条例第38条に定める多重債務問題の改善を図るために必要な事業であるとともに、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨からの復興のために不可欠の制度でもある。加えて、昨今の物価高が困窮している人々の生活を圧迫している社会状況の中、県民生活の安全・安心を確保するうえで、多重債務者や生活困窮者の生活再建は最優先されるべきである。 については、令和7年度以降も本事業を継続すべきと考える。			

		農林水産常任委員会	
令和6年6月19日受理		請 第 20 号	
件 名	改正食料・農業・農村基本法に沿った次期基本計画の策定と適正な価格形成等の早期実現に関する国への意見書提出の請願		
紹 介 議 員		提 出 者 住 所 氏 名	
前 川 收 藤 川 隆 夫			
(要 旨) 農畜産物の適正な価格形成の法制化と消費者への理解醸成に向け、次期食料・農業・農村基本計画等において施策を具体化し、農業者が安心して営農を継続できるよう、国への意見書提出を請願する。 (理 由) 食料をめぐる情勢は、世界情勢や気候変動による食料生産の不安定化、世界的な人口増加など、食料や資源の多くを海外に依存しているわが国の食料安定供給リスクが顕在化しており、食料安全保障の強化に向けた対応が求められている。 我が国農業においては、生産資材価格や農畜産物輸送コスト等の高止まりが依然として続く一方で、その流れに国産農畜産物を取り残され、十分な価格転嫁が進んでいないことから、多くの地域で営農継続の危機が叫ばれている。 今後、国においては、改正法に沿った具体的な施策が検討されることとなるが、農畜産物の適正な価格形成と消費者への理解醸成に向けて、その法制化と具体的な対策に加え、農畜産物の生産・輸送コストの低減につながる効果的な支援策を早期に講じる必要がある。 ついては、次期基本計画等において施策を具体化し、適正な価格形成の実現に向けた法制化や理解醸成、燃油・生産資材等価格高騰対策の拡充、2024 年農畜産物輸送問題に関する支援拡充等の対策を講じ、農業者が安心して営農を継続できるよう、国への意見書提出を請願する。			

令和6年7月1日

議長 山口 裕 様

総務常任委員長 末松直洋

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議 案 名	議決結果
第 1 号	令和6年度熊本県一般会計補正予算（第1号）	原案可決
第 2 号	令和6年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 5 号	熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 6 号	熊本県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 7 号	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 8 号	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 9 号	熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

令和6年7月1日

議長 山口 裕 様

厚生常任委員長 高島和男

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議 案 番 号	議 案 名	議決結果
第 1 号	令和6年度熊本県一般会計補正予算（第1号）	原案可決
第 10号	熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 11号	熊本県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

令和6年7月1日

議長 山口 裕 様

教育警察常任委員長 中村亮彦

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議 案 番 号	議 案 名	議決結果
第 1 号	令和6年度熊本県一般会計補正予算（第1号）	原案可決

令和6年7月2日

議長 山口 裕 様

経済環境常任委員長 西山宗孝

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議 案 番 号	議 案 名	議決結果
第 1 号	令和6年度熊本県一般会計補正予算（第1号）	原案可決
第 4 号	令和6年度熊本県電気事業会計補正予算（第1号）	原案可決

令和6年7月2日

議長 山口 裕 様

農林水産常任委員長 吉田孝平

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議 案 番 号	議 案 名	議決結果
第 1 号	令和6年度熊本県一般会計補正予算（第1号）	原案可決
第 12号	工事請負契約の締結について	原案可決
第 15号	直轄災害復旧事業の経費に対する市町負担金について	原案可決

令和6年7月2日

議長 山口 裕 様

建設常任委員長 竹崎和虎

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議 案 番 号	議 案 名	議決結果
第 1 号	令和6年度熊本県一般会計補正予算（第1号）	原案可決
第 3 号	令和6年度熊本県下水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
第 13 号	工事請負契約の変更について	原案可決
第 14 号	工事請負契約の変更について	原案可決
第 16 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 17 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認

令和6年6月定例会提出

閉会中の継続審査申出一覧表

総務常任委員会

- 1 行財政に関する件
- 2 私学振興に関する件
- 3 防災、消防に関する件
- 4 文化企画推進及び土地利用対策・地域政策に関する件
- 5 球磨川流域復興に関する件

厚生常任委員会

- 1 県民の健康及び衛生に関する件
- 2 県民の社会福祉に関する件
- 3 病院事業に関する件

経済環境常任委員会

- 1 環境保全及び公害対策に関する件
- 2 県民の生活に関する件
- 3 商工業の振興に関する件
- 4 労働行政の推進に関する件
- 5 観光、物産及び貿易の振興に関する件
- 6 国際交流に関する件
- 7 公営企業の経営に関する件

農林水産常任委員会

- 1 農林水産業の振興に関する件
- 2 農山漁村の振興に関する件

建設常任委員会

- 1 道路、都市計画、景観及び下水環境に関する件
- 2 河川、港湾及び砂防に関する件
- 3 建築、営繕及び住宅に関する件

教育警察常任委員会

- 1 学校教育及び社会教育の振興に関する件
- 2 芸術・文化の振興に関する件
- 3 体育・スポーツの振興に関する件
- 4 治安基盤の整備に関する件

高速交通ネットワーク整備推進特別委員会

- 1 高速交通体系に関する件
- 2 熊本都市圏交通に関する件

海の再生及び環境対策特別委員会

- 1 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件
- 2 2050年県内CO₂排出実質ゼロに向けた取組に関する件
- 3 再生可能エネルギー導入促進に関する件

地域活力創生特別委員会

- 1 デジタル田園都市国家構想に関する件
- 2 TSMC進出に係る県内波及効果に関する件

議会運営委員会

- 1 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件
- 2 次期定例会の会期日程に関する件
- 3 その他議会運営に関する件

令和6年6月定例会提出
請願委員会審査報告一覧表
閉会中の継続審査申出一覧表

内 訳						
委 員 会 名	採 択	不 採 択	撤回許可	継続審査	計	
総 務		1			1	
厚 生	1	1			2	
経 済 環 境	3				3	
農 林 水 産	1				1	
建 設						
教 育 警 察						
議 会 運 営						
高速交通ネットワーク整備推進						
海の再生及び環境対策						
地 域 活 力 創 生						
計	5	2			7	

総務委員会						
受理年月日 番	件	名	紹介議員	提出者	住所	氏名
6・6・13 請第18号	家族従業者の働き分を認めない所得税法 第56条の廃止を求める意見書提出の請願		岩 幸 田 村 智 子 香 代子			○
						継続 審査

厚生委員会						
受理年月日 番	件	名	紹介議員	提出者	住所	氏名
6・6・19 請第19号	現行健康保険証について当面の間の存続 について国への意見書提出を求める請願		鎌 西 田 村 聖 子 智 香 代子			○
6・6・19 請第21号	医療用医薬品の安定供給確保について国 への意見書提出を求める請願		前 川 藤 川 收 夫 隆			○
						継続 審査

経 済 環 境 常 任 委 員 会									
受理年月日 番 号	件 名	紹 介 員	提 出 者	住 所	氏 名	結 果		継続 審査	
						採 択	不 採 択		
6・6・7 請 第 15 号	「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願	藤 池 橋 南 川 田 口 部 隆 和 海 隼 夫 貴 平 平				○			
6・6・7 請 第 16 号	「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願	藤 池 橋 南 川 田 口 部 隆 和 海 隼 夫 貴 平 平				○			
6・6・7 請 第 17 号	「消費者自立のための生活再生総合支援事業」の継続を求める請願	藤 池 橋 南 川 田 口 部 隆 和 海 隼 夫 貴 平 平				○			

農 林 水 産 常 任 委 員 会									
受理年月日 番 号	件 名	紹 介 員	提 出 者	住 所	氏 名	結 果		継続 審査	
						採 択	不 採 択		
6・6・19 請 第 20 号	改正食料・農業・農村基本法に沿った次期基本計画の策定と適正な価格形成等の早期実現に関する国への意見書提出の請願	前 藤 川 川 收 夫 隆				○			

